

(2) 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力*」を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

この分野の施策は、子どもが基本的な人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各人の個性を尊重された成長・発達ができるよう支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備する。そして、子どもと子育て家庭を応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力*」を育むことを目的とする。

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり、子育て世代への総合的支援、子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策を充実させるとともに、子どもの「生きる力*」につながるよう、個に応じた自信及び生涯に続く学ぶ意欲を育むための施策を推進していく。また、子どもの

成長段階を踏まえながら、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所づくりを推進する。

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。近年、家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担感も増大している。子どもたちが権利の主体として、未来に希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

(1) 子どもの権利を保障する取組みの推進

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どものみならず、保護者や市民、育ち学ぶ施設の関係者等に条例及び子どもの権利の周知啓発を行っていく。さらに、いじめ防止対策の充実、子どもの居場所づくりの推進、子どもの意見表明や参加の機会の確保などの取組みを、令和6(2024)年度に策定する第六次子どもプラン武蔵野*に位置付け推進する。



中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」

また、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもの権利擁護委員を新たに設置する。

(2) 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制として子育て世代包括支援センター*を整備してきた。今般の児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家庭センター*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行い、さらなる連携の推進を図る。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの増築及び複合施設整備後の施設内に設置し、多部門・多職種の連携による相談支援体制を構築する。

誰もが出産・子育てを安心して迎えられるよう、産科・小児医療機関との連携強化を図る。

(3) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないように、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな支援が必要である。子どもの貧困対策に関する情報提供のほか、学習支援教室や子ども・コミュニティ食堂などの運営団体と行政機関のネットワーク構築を進める。また、利用者が自身のニーズに合わせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討する。

ひとり親家庭に対して、引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるように就業支援等を行う。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなど日常生活支援を行う。

ヤングケアラー*をはじめとした現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化してい

る。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以上となったケアラーへの継続的な支援体制について全庁的な検討を行う。

(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

児童虐待の防止及び養育困難家庭に対する支援のための相談体制をさらに強化する必要がある。子育て支援ネットワークにおける情報共有を行いながら、各関係機関の連携を強化し、支援の充実を図る。また、児童虐待を未然防止する啓発活動等を引き続き行っていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化する。

東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、本市の管轄の児童相談所が変更予定となっている。新たな児童相談所とも今後も適切に連携を行い対応力の強化に努める。

(5) 福祉専門職配置による相談支援体制の強化

相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えている。福祉分野の問題解決を図るために福祉分野を中心に配置される福祉専門職の育成が必要になっている。次期人材育成基本方針*の改訂にあわせて、福祉専門職の採用も含めて検討する。

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

保護者には子育てについての第一義的責任があるとともに、行政には保護者が子育てを適切に行える環境整備を行う責務がある。市は、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、地域全体で取組みを進める。

また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き方や、家庭の状況に対応するため、保育施設や幼稚園における一時保育(一時預かり)事業や定期的な預かり事業の拡充を図る。



コミセン親子ひろば

(2) 保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備

保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から10年未満の保育施設が全体の半数を超え、保育の質のさらなる向上、不適切な保育が起きにくい環境の醸成が求められている。そのため、保育アドバイザー等の巡回による助言・指導の充実、指導検査の強化、各地域の保育施設の連携の促進に加え、子どもの育ちを支えるための各園の人的、物的な環境の整備、保育中の事故の防止をはじめとした安全確保に向けた各保育施設の取組みに対する支援等を総合的に行い、市全

体で保育の水準を高める。また、関係機関と連携しながら、特別な支援を必要とする子どもの保育や、市立保育園における医療的ケア児*に対する保育の体制整備を進める。

各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進める。

(3) 小学生の放課後施策の充実

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業*を充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、引き続き学童クラブの整備を行うとともに、保護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、開設支援を進める。4年生以上の受入れについてはこれらの施設拡充の進捗等を見据えながら検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

(4) 子ども・子育て支援施設のあり方検討

各子育て支援施設については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画*を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進める。

また、武蔵野市地域防災計画を踏まえ、災害時における各子育て支援施設のあり方を検討し、災害時の態勢を強化する。

0123施設、桜堤児童館は引き続き利用者支援事業*を実施するとともに、児童福祉法改正に伴う対応を行うなど、時代のニーズに合わせた事業を検討・実施していく。

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくことが必要である。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指す。

(1) まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全体で取り組む必要がある。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施策を実施していく。また、子どもと子育て家庭を支援する事業やイベント情報を適時適切に提供することにより、まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援するメッセージを強く発信する。

(2) 保育人材等の確保、定着と育成

保育士等の確保を図るとともに、各保育施設に勤務する保育士等が安心して働き続けられるよう、職員の処遇の改善、施設の環境整備に向けた支援を行う。また、幅広い観点から研修を実施し、保育士等の資質、専門性の向上を図る。あわせて、需要が増加している学童施設での人材確保も行っていく。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難化・複雑化してきている。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の育成を進める。

(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や子育てひろば事業のボランティアスタッフ養成講座に加え、子どもの発達に不安を抱える保護者を支援するピアサポーター養成講座を行うなど、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を充実させる。

青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、中高生リーダー制度など義務教育段階から地域活動に参加する機会の充実を図り、その主体的な取組みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成する。

基本施策4 子どもの「生きる力*」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力*」を身に付ける。

子どもの多様性を尊重するとともに、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決していく力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

(1) 幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続

幼児期における遊びを通した豊かな体験は子どもの「生きる力*」を育むための基礎となるものである。幼児教育に関わる教員、保育者が研修等を通して、遊びを通した体験を大切にする幼児教育についての知見を深めることにより、市全体の幼児教育の質の向上を図る。また、幼児期の豊かな学びが小学校教育に引き継がれるよう、「武蔵野スタートカリキュラム」の実践を通し、幼稚園、保育園等と小学校の連携を進め、本市として大切にしたい「生きる力*」を育む幼児教育の考え方とその実践を関係者で共有する。

(2) 青少年健全育成事業の充実

子どもが様々な経験を通じて「生きる力*」を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観点から、むさしのジャンボリー事業*など、体験活動を大切にする事業を引き続き実施する。また、将来自ら社会や地域の中で、子どもの育ちを見守り、支えていくことをイメージできるような機会を提供する事業について検討する。

子どもの居場所については、当事者となる中高生世代など若者からの意見を踏まえ、自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所づくりを推進するとともに、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや若者への支援を充実する。

(3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

「生きる力*」を支えるあらゆる学びの基盤である情報活用能力、言語能力などの資質・能力を育成する取組みを着実に進める。情報活用能力の育成については、武蔵野市学習者用コンピュータ活用

指針*に基づき、デジタル・シティズンシップ教育*に関する実践を蓄積する。また、国の動向を踏まえたうえで、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。各校のその他のICT*機器について、計画的に更新していく。

言語能力の育成については、学校の授業以外の場も含めた読書活動を通して、多くの語彙や多様な表現等の学びを推進していく必要がある。また、子どもの居場所でもある学校図書館は、役割を拡充した学校司書*間や図書館との連携により機能の充実を進めるとともに、情報活用能力育成の観点や改築校に新たに設けるラーニングコモンズ*を含め、効果的な活用について検討する。



ラーニングコモンズ（イメージ）

(4) 多様性を生かし、市民性を育む教育

様々な背景をもつ子どもたちが安心していられる学校・学級を前提に、一人ひとりが自信をもち、活躍できる機会をさらにつくる教育活動を推進する。また、市民性を育む取組みを一層進めるため、武蔵野市民科*に関する研究開発校の取組成果の各学校への還元、子どもの思いや地域の特色を生かした各校の取組推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

武蔵野市民科*の取組みと関連が深い長期宿泊体験活動*が児童生徒に及ぼす効果について調査を行い、経年変化を分析し、日常の教育活動やプログラムの改善を図る。

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

障害の有無にかかわらず共に学ぶことがインクルーシブ教育*の理念であり、共生社会の実現を目指すものである。その実現に向けて、インクルーシブ教育システム*の充実を図る。全ての児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な学びの場を用意し、通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進する。また、医療的ケア児*の支援体制整備、通常学級に在籍する児童生徒への合理的配慮*の提供体制を整備する。あわせて、日本語を母語としない児童生徒への教育的ニーズに応えるため引き続き支援を行う。

(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校児童生徒の教育機会の確保と社会的自立を目指した相談支援の拡充、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場のさらなる整備が必要である。

家庭と子どもの支援員*による不登校傾向の児童生徒や登校しても教室に入れない児童生徒への学校内での支援を充実させるほか、チャレンジルームやむさしのクレスコーレ*の相談機能の拡充や関係機関とのネットワークを強化、ICT*活用等による新たな学びの場の検討を行う。

保健センターの増築及び複合施設整備後の施設内に、不登校児童生徒に限らず、多様化、複雑化した課題を抱える児童生徒への相談支援体制を拡充する。

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって、学校をめぐる課題が複雑化・困難化しており、教職員の多忙化は著しい状況にある。多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えることから、人口動態も踏まえつつ長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

(1) 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

令和4(2022)年2月に改訂した「先生いきいきプロジェクト2.0」を基に、週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指して拡充してきた市講師*をはじめ、教育を支える人員体制に関する効果検証やICT*化による業務改善等の一層の推進を図り、教育力の向上を目指す。

(2) 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

若手教員の増加や教育課題の多様化などがある中、教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえ、デジタル技術や教育データの利活用など、新たな教員研修制度を各校の管理職や関係機関との連携により推進する。

また、特色ある教育活動を推進していくために、東京都教育委員会の制度を利用した学校単位での教員公募を実施する。

(3) 学校と地域との協働体制の充実

新しい時代を生きる子どもたちが豊かに成長するためには、社会に開かれた教育課程の理念の下、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働を推進する必要がある。そのため、学校運営協議会機能*を取り入れた開かれた学校づくり協議会*の試行をモデル校2校で令和6(2024)年度まで実施し、その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと移行する。

(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

「武蔵野市学校施設整備基本計画」(以下「全体計画」という。)に基づき、改築事業に着手している。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の要否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。

全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。

既存の学校施設については、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化等にも適切に対応して、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、改築事業にあわせて小学校の自校調理施設の整備を進める。すでに改築を終えている大野田小学校・千川小学校については、改築事業の進捗に留意しつつ整備時期を検討する。

学校給食費の無償化については、国や都の動向を注視し、様々な観点からその効果や市独自で行うことの必要性なども含めて検討する。

(5) 持続可能な部活動のあり方の検討

今後の部活動のあり方について、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行*は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図り、合同部活動の設置や部活動指導員の充実など持続可能な部活動のあり方を検討する。